

地方分権改革シンポジウム

地方分権改革の意義

ー提案募集方式：多様な地域を豊かにする「改革」ー

2025年3月5日@Web

西南学院大学 勢一智子

はじめに

◆ 「地方」「分権」「改革」



地方分権の現在地

- ◆ 地方分権改革の「原動力」＝ 提案募集方式
- ◆ 地方分権とは—H5(1993)年に遡って
→ 提案募集方式の背景
- ◆ 提案募集方式が創り出しているもの
→ 地方分権改革の意義

地方分権の推進に関する決議

(衆議院, H5年6月3日)

- ◆ 今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。
- ◆ このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。
- ◆ したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。
- ◆ 右決議する。

地方分権の推進に関する答申

(第24次地制調答申, H6年11月22日)

◆ 地方分権推進の目指すもの

- ◆ (1) 間近かに迫った21世紀を展望した行政システムとしては、画一性よりも自立性や多様性がより尊重され、住民に直接接する自治の現場にあるものの判断や責任が生かされるよう、住民に身近な行政は身近な地方公共団体が担っていくことを基本とすべきであり、このため地方分権を推進していかなければならない。
- ◆ (2) 地方分権の推進により、住民の立場からみて、具体的には次のような成果が得られるものと考える。
- ◆ ①地方分権の推進は、国・地方を通じた行政全体のあり方を再構築するものであり、行政全体の簡素効率化を進めることができる。

- ◆ ②地域に関する行政は、地方公共団体が自らの判断と責任で処理できる体制を確立することにより、行政の即応性、柔軟性、総合性が増し、住民の期待に応えることができる。
- ◆ ③今日、国民ひとりひとりが生活の豊かさを実感するうえで、多様で活力あふれ、住みやすい地域社会が形成されているかどうか重要な要素になってきている。
- ◆ 地方公共団体の自主性・自立性を強化し、地域行政の主体としての能力を高めることにより、創意工夫を生かした地域づくりを進めることはもとより、急速に進みつつある高齢社会に対応したきめこまやかな地域福祉の展開等のそれぞれの地域における様々な政策課題に責任を持って取り組むことができる。
- ◆ ④地方分権を推進し、地方自治を確立することは、地域住民自らの選択と負担のもとで、それぞれの地域の問題を解決することでもあり、行政をより民主的に処理する体制をつくり、さらに住民の自治意識の向上を図ることにつながる。

4 これまでの地方分権改革・提案募集方式について

1 地方分権改革のあゆみ

第1次地方分権改革の概要

- 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成
機関委任事務制度とは、都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる制度
- 国の関与の新しいルール創設
国の関与の法定化など
- 権限移譲
国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲
- 条例による事務処理特別制度の創設
地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度

地方分権改革推進委員会発足(～H22.3)

※H20.5 第1次 ～H21.11 第4次報告

地方分権改革推進法成立

骨太の方針(閣議決定)(毎年)

三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革)

地方分権改革推進会議発足

地方分権一括法成立

地方分権推進法成立

地方分権推進委員会発足(～H13.7) ※H8.12 第1次 ～H10.11 第5次報告

地方分権の推進に関する決議(衆参両院)

第1次地方分権改革

第12次一括法成立
(都道府県から指定都市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第11次一括法成立
(義務付け・枠付けの見直し等)

第10次一括法成立
(都道府県から指定都市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第9次一括法成立
(都道府県から中核市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第8次一括法成立
(国から地方、都道府県から中核市への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第7次一括法成立
(都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第6次一括法成立
(国から地方、都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第5次一括法成立
(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第4次一括法成立
(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲等)

『地方分権改革の総括と展望』取りまとめ

地方分権改革推進本部発足(本部長：内閣総理大臣)
地方分権改革有識者会議発足
第3次一括法成立
(都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

国と地方の協議の場法成立

第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し)

第2次一括法成立(都道府県から市町村への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し等)

第2次地方分権改革の概要

- 地方に対する規制緩和
(義務付け・枠付けの見直しなど)
- 国から地方への事務・権限の移譲
- 都道府県から市町村への事務・権限の移譲など

提案募集方式の概要

- 個性を活かし、自立した地方をつくる
- 委員会報告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討

提案募集方式(H26～)

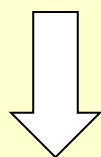
第2次地方分権改革

＜出典：内閣府「地方分権改革・提案募集方式ハンドブック(令和5年版)」＞

地方分権改革のイメージ

【第1次改革】

H5～

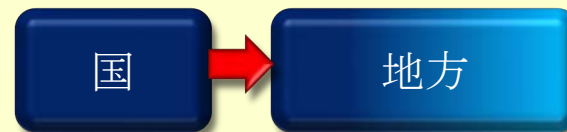


国と地方の関係を上下・主従関係から、
対等・協力関係に
(縦から横へ)



【第2次改革】

H18～



＜国主導による改革＞
個別法令の見直しで、地方の裁量・
決定権限を拡大
(地方に力を付与)

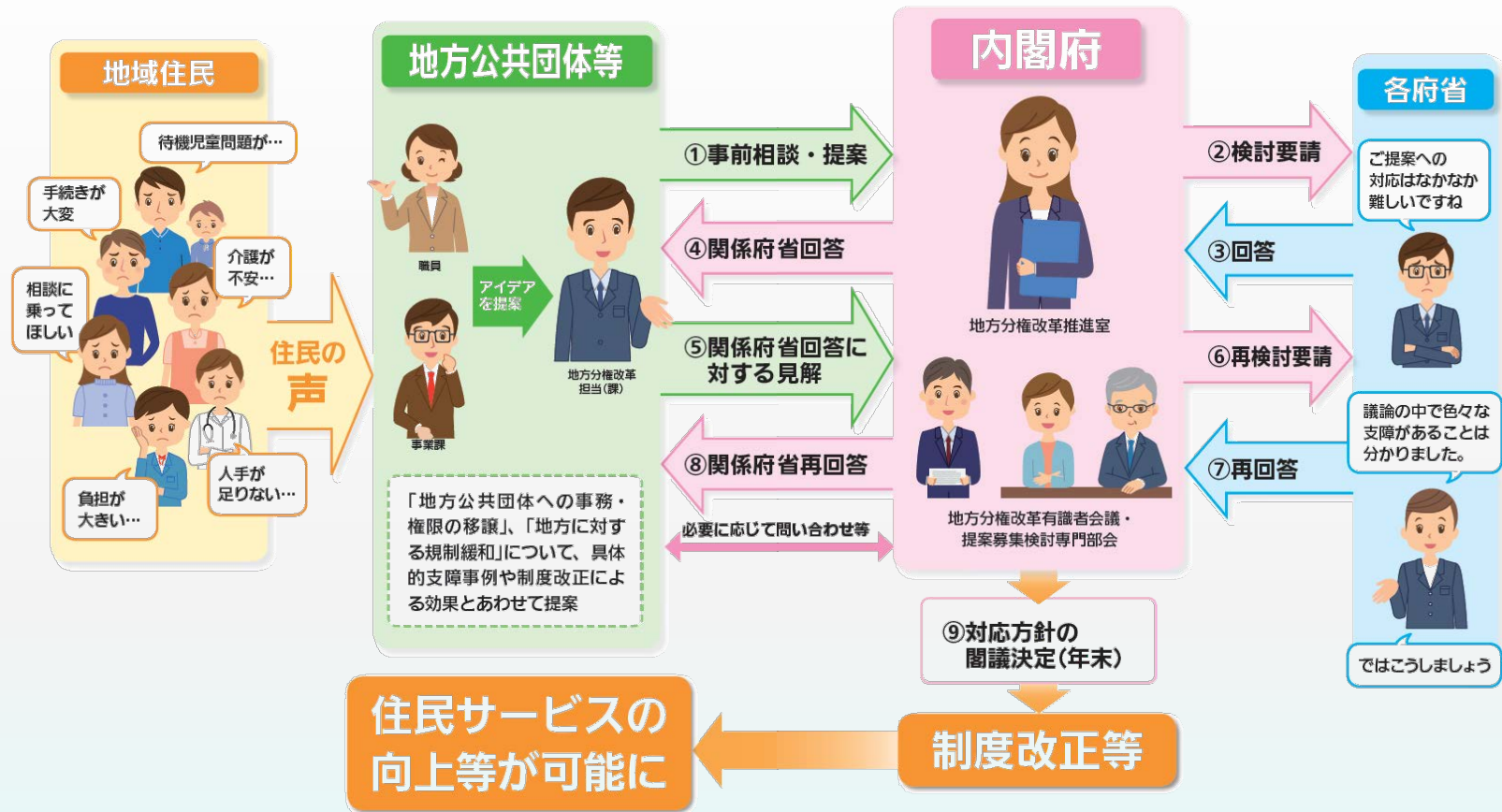
H26～



＜地方の発意に根ざした改革＞
提案募集方式の導入 (H26～) により、
地方の発意で国の制度改革を推進
(地方が主役)

地方の提案により、豊かな住民生活につながる好循環

提案募集方式の概要



提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする任意組織

提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談 ～提案内容補強の後押し～
→地方公共団体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ～仲間づくりの後押し～
→自分で思いつかなくても、他の地方公共団体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ～提案実現の後押し～
→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

令和6年の地方分権改革に関する提案募集方式の進行経過

1月24日（水）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （令和6年の提案募集の方針決定）
1月25日（木）	○事前相談・提案受付開始（～5月10日（金）まで）
6月24日（月）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 ↓（重点事項の決定） ○関係府省への検討要請
7月9日（火）～25日（木）	○提案団体・地方六団体への意見照会
7月22日（月）～24日（水）	○関係府省からのヒアリング（1次ヒアリング）
<u>8月5日（月）</u>	○地方三団体ヒアリング
8月7日（水）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 ↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリングの状況等の報告）
8月8日（木）	○関係府省への再検討要請 （8月8日の閣僚懇談会において、自見大臣から各大臣に要請）
<u>9月17日（火）～19日（木）</u>	○関係府省からのヒアリング（2次ヒアリング）
11月14日（木）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （対応方針案の了承）
12月中下旬	○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）
令和7年通常国会	○第15次一括法案提出（予定）

提案募集検討専門部会における検討状況

第164～166回専門部会（関係府省からの第1次ヒアリング）

第164回：7/22 13:50～16:15 第165回：7/23 10:30～14:50 第166回：7/24 10:30～14:35

- ・提案に対する関係府省の第1次回答を踏まえ、関係府省から23項目についてヒアリングを実施
- ・ヒアリングの結果を踏まえ、部会としての考え方・論点を「再検討の視点」として取りまとめ、再検討要請に当たり関係府省に提示

第167回専門部会（地方三団体からのヒアリング）

第167回：8/5 11:00～12:00

- ・提案に対する関係府省の第1次回答等への意見について、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からヒアリング
- ・重点募集テーマ「デジタル化」や義務付け・枠付けの見直しをはじめ、今年度の提案の実現に向けた取組を求める意見等が示された。
- ・ヒアリングの結果を踏まえて再検討を行うよう、関係府省に対し要請

第169～171回専門部会（関係府省からの第2次ヒアリング）

第169回：9/17 13:30～15:45 第170回：9/18 10:30～15:10 第171回：9/19 10:30～13:50

- ・提案に対する関係府省の第2次回答を踏まえ、関係府省から22項目についてヒアリングを実施
- ・ヒアリングの結果を踏まえ、内閣府と関係府省で対応方針の取りまとめに向けた調整

地方からの提案に関する対応状況

分類 年	提案の趣旨を 踏まえ対応 a ※1 (件数)	現行規定で 対応可能 b (件数)	小計 c=a+b (件数)	実現できなかったもの d (件数)	合計 e=c+d ※2 (件数)	実現・対応 の割合 c/e (割合)
H26	263	78	341	194	535	64%
H27	124	42	166	62	228	73%
H28	116	34	150	46	196	77%
H29	157	29	186	21	207	90%
H30	145	23	168	20	188	89%
R元	140	20	160	18	178	90%
R 2	142	15	157	11	168	93%
R 3	145	2	147	13	160	92%
R 4	198	15	213	22	235	91%
R 5	146	9	155	21	176	88%
R 6 (精査中)	202	19	221	36	257	86%

※1：引き続き検討することとしたものを含む ※2：各年の提案件数のうち、過去の提案募集で既に扱われたもの等を除き、関係府省と調整を行った件数

<出典：第60回地方分権改革有識者会議(2024年11月14日)資料>

効率的・効果的な計画行政に向けたワーキンググループにおける検討

主な経緯

令和3年11月 計画策定等に関するワーキンググループ（WG）を開催（同月から、現在まで9回実施）

令和4年2月 計画策定等における地方分権改革の推進に向けて（WG・地方分権改革有識者会議）

6月 経済財政運営と改革の基本方針2022

12月 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針・・・「ナビゲーション・ガイドの作成を行う。」

令和4年12月～ WGにおいて全4回の審議及び地方公共団体との意見交換

令和5年2月 ナビゲーション・ガイド（案）及びWG報告（案）を作成

1 効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（案）

I 制度の検討にあたっての進め方

II 計画行政のあり方

III 計画行政の推進にあたっての重要事項

2 効率的・効果的な計画行政に向けて（WG報告）

第1 ナビゲーション・ガイド及び報告の趣旨

第2 令和3年及び令和4年の地方からの提案等を踏まえて

・令和3年及び令和4年重点募集テーマ「計画策定等」の対応結果

令和3年 調整を行った29件について：提案の趣旨を踏まえて対応 28件、現行規定での対応可能 1件

令和4年 調整を行った64件について：提案の趣旨を踏まえて対応 56件、現行規定での対応可能 5件、実現できなかったもの 3件

・地方の負担

計画策定等に係る法律の条項数の推移

（H22.12:346条項～R3.12:514条項）

・地方公共団体との意見交換

第3 ナビゲーション・ガイドについて

ナビゲーション・ガイドの補足説明

参考 地方公共団体の取組例（一体的な策定、廃止、統合、簡素化）など



法律に基づく地方計画等の一体的策定・共同策定について (令和6年12月末時点)

○一体的策定

	策定主体	計画数	割合
他の計画等との一体的策定が可能	都道府県	283/348	81%
	市町村	212/288	74%
総合計画との一体的策定が可能	都道府県	272/348	78%
	市町村	209/288	73%

○共同策定

	策定主体	計画数	割合
他の地方公共団体との共同策定が可能	都道府県	214/348	61%
	市町村	244/288	85%

事例紹介① 環境分野

島根県環境総合計画（島根県）

計画名	一体策定している法定都道府県計画名
島根県環境総合計画	①実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律）
	②廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
	③生物多様性地域戦略（生物多様性基本法）
	④地域気候変動適応計画（気候変動適応法）
	⑤行動計画（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）
	⑥食品ロス削減推進計画（食品ロスの削減の推進に関する法律）

●一体的策定を行った経緯

第2期島根県環境基本計画、①実行計画及び②廃棄物処理計画の3計画が同時改訂の時期を迎えることに加え、環境問題に関する諸課題・施策を共有し、効果的かつ効率的な施策展開(相乗効果)を図るため、一体的に策定した。

●一体策定をしたことによるメリット

別々の計画で記載していたものが、一体策定をすることにより、相互の関連性が明確になるなど、県民の方にとって、環境問題への理解が深まりやすくなった。

●工夫した点 ※特徴的な取組

- ・計画の全体が概観しやすいコンパクトな構成
- ・専門・技術的ではなく、平易で簡潔な記述
- ・10年の長期計画であるため、取組の方向性を記載（具体的な施策展開までは記載せず）

●苦勞した点

コンパクトな構成(見開きで全体を概観)を目指したためページに収まるように記載内容を調整することに苦勞した。

●一体策定をしたことによるデメリット

なし

事例紹介②

社会福祉分野

氷見市地域福祉計画（富山県氷見市）

計画名	一体策定している法定市町村計画名
氷見市地域福祉計画	①地域福祉計画（社会福祉法）
	②重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法）
	③老人福祉計画（老人福祉法）
	④障害者計画（障害者基本法）
	⑤区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律）
	⑥地方再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律）

●一体的策定を行った経緯

①地域福祉計画が「上位計画」と位置付けられたことにより、関連する計画を地域福祉計画の分野別計画として位置づけ、一体的に策定。

※ 次期計画は、①～⑥計画に加え、さらに、介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画を含めた一体的策定を検討している。

●一体策定をしたことによるメリット

計画策定や進捗管理を行う審議会についても一本化することで、計画の統一性を持たせることができた。

●工夫した点 ※特徴的な取組

- ・地域福祉を推進する組織として、市の実情を熟知している社会福祉協議会に計画策定業務を委託。
- ・大学教授をアドバイザーとして招き、計画の一体化の有用性・必要性を共有。
- ・社会福祉協議会の地域福祉推進計画とも連携

●苦勞した点

計画ごとのボリューム感に差があるため、付記の記載や、体裁の統一感に苦勞した。

●一体策定をしたことによるデメリット

なし

まとめにかえて

—地方分権改革の意義—

- ◆ 地方分権 = H5年からの蓄積 + 新たな歩み
- ◆ 提案募集方式 → 地域目線による制度「改革」
- ◆ 提案実現による成果の活用 → 住民への還元
- ◆ 地域の多様性を包摂する自治行政のために
「地域住民自らの選択と負担のもので、それぞれの地域の問題を解決する」（第24次地制調答申）
→ 住民の，住民による，住民のための地方自治

Thank you for your attention.

Vielen Dank
für Ihre Aufmerksamkeit!

ご清聴ありがとうございました。